

○大府市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子の心身の安定及び育児不安の解消を図り、出産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施する産後ケア事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する産後1年以内の母親及び乳児であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、疾病、負傷、障がいその他の理由により病院その他の施設への入院又は入所を必要とする者は除く。

- (1) 体調不良等により安定的な養育が困難であり、支援を必要とする者
- (2) 育児に対する不安等があり、支援を必要とする者
- (3) その他市長が特に支援の必要があると認める者

(事業)

第3条 事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 宿泊型

母子を宿泊させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

- (2) 日帰り型

母子を日帰りで施設利用させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

2 母体のケア及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等は、次に掲げる内容とする。

- (1) 母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
- (2) 母親の心理的ケア
- (3) 適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む。)
- (4) 育児の手技についての具体的な指導及び相談
- (5) 生活の相談及び支援
- (6) 発育や発達に応じた育児方法の指導
- (7) その他必要なケア及び保健指導

(事業の実施)

第4条 事業の実施主体は、大府市とする。

2 市長は、事業の適切な運営が確保できると認められる医療機関に事業を委託することができる。

3 事業の委託を受ける者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業に従事する助産師を配置(1名以上常駐しており、日中は常勤の助産師が常駐していること。)し、主に母体ケア、乳児ケア、母乳育児並びに育児に関する指導及び相談を行う体制が確保できること。

(2) 事業を安全かつ快適に実施できる施設及び設備を備えていること。

(3) 市と連携及び調整を行うことができること。

4 委託料は、1日につき5,000円(当該年度分の市民税非課税世帯又は生活保護世帯にあっては、10,000円)とし、多胎児の場合は、1日につき1人当たり2,500円を加算する。

(利用日数)

第5条 宿泊型又は日帰り型の利用日数は、併せて7日以内とする。

(利用の申込み)

第6条 事業を利用しようとする者は、大府市産後ケア事業利用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を大府市産後ケア事業利用決定(却下)通知書(第2号様式)により、当該申請した者に通知するものとする。この場合において医療機関に対しては、大府市産後ケア事業利用依頼書(第3号様式)により、事業の対象者を通知するものとする。

(利用者の費用負担)

第8条 前条の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業に要した費用のうち第4条第4項に定める委託料を除いた額を事業者に支払わなければならない。

(実施結果の報告)

第9条 事業者は、利用終了後速やかに大府市産後ケア事業利用状況報告書(第4号様式)を作成し、市長に提出するものとする。

2 事業者は、事業終了後も継続的に支援が必要な利用者について、市と情報交換を行う等、必要な措置を講ずるものとする。

(費用の請求)

第10条 事業者は、当月分の委託料について、その翌月の10日までに大府市産後ケア事業委託料請求書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受理した月の25日までに委託料を事業者に支払うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。